

配偶者暴力等に関する保護命令の申立てについて

(令和6年4月1日施行分)

—保護命令の申立てを希望される方へ—

岡山地方裁判所民事訟廷事務室・事件係

Tel.086-222-4209

第1 保護命令についての説明

1 保護命令とは何ですか

相手方からの身体に対する暴力等を防ぐため、被害者の申立てにより、裁判所が相手方に対して命じる決定です。保護命令には下記(1)～(5)の種類があります。

※ 「相手方」とは

この説明書で「相手方」と記載されている人は次の人です。

- ① あなたと婚姻関係にある人
- ② 婚姻関係にあった時にあなたに暴力等を行っていた人
- ③ 婚姻の届出をしていないが、あなたと事実上婚姻関係と同様の事情にある（以下「事実婚」といいます。）人
- ④ 事実婚の関係にあった時にあなたに暴力等を行っていた人
- ⑤ 生活の本拠を共にする（※）交際関係にある人
- ⑥ 生活の本拠を共にする（※）交際関係にあった時にあなたに暴力等を行っていた人

（※）「生活の本拠を共にする」とは、あなたと相手方が、主たる住居を共にしていることをいいます。具体的には、住民票が同一世帯である、賃貸借契約の名義人が連名になっている、住居費や食費などの生計費が共通である等の資料によって判断されます。なお、ルームシェア、学生寮、社員寮における共同生活や血縁、親族関係による同居等、婚姻関係における共同生活に類しないものは除かれます。

※ 「身体に対する暴力等」とは

身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいいます。

(1) あなたと相手方との間での禁止命令

この中には、接近禁止命令と退去命令の2つがあります。

接近禁止命令とは、1年間、相手方があなたの身边につきまったり、あなたの住居や勤務先の付近をうろついたりすることを禁止する命令です。

退去命令とは、あなたが、転居等身の安全を確保するために、原則として2か月間（※一定の場合は6か月間）、相手方に対して家から出ていくことと、家の付近をうろつくことを禁止する命令です。

※ 住居の所有者又は賃借人があなたのみである場合には、6か月間となります。

(2) あなたの子どもと相手方との間での禁止命令（子への接近禁止命令）

1年間、相手方があなたと同居する未成年者の子どもの身边につきまったり、学校等子どもが通常いる場所の付近をうろついたりすることを禁止する命令です。

子どもへの接近禁止命令は、相手方が子どもを連れ去ることなどによって、あなたが相手方と会わざるを得なくなり、さらに暴力を受けるおそれがある場合に、あなたを保護するために出される命令です。

したがって、あなたに対する接近禁止命令が同時に出る場合か、既に出ている場合でなければ発令されません。

(3) あなたの親族等と相手方との間での禁止命令（親族等への接近禁止命令）

1年間、相手方があなたの親族又はあなたと社会生活において密接な関係を有する者（以下では、両者を含めて「親族等」といいます。）の身边につきまったり、親族等の住居や勤務先の付近をうろついたりすることを禁止する命令です。

親族等への接近禁止命令は、相手方が親族等の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行うなどして、あなたが相手方と会わざるを得なくなり、さらに暴力を受けるおそれがある場合にあなたを保護するために出される命令です。

したがって、あなたに対する接近禁止命令が同時に出る場合か、既に出ている場合でなければ発令されません。

(4) あなたと相手方との間での接近禁止命令の範囲を拡張する禁止命令（電話等禁止命令）

1年間、相手方があなたに面会を要求したり、電話、ファクシミリや電子メール等を送信したりすることなどを禁止する命令です。

あなたと相手方との間の接近禁止命令の保護範囲を拡張する命令ですから、あなたに対する接近禁止命令が同時に出る場合か、既に出ている場合でなければ発令されません。

なお、具体的な禁止事項は、申立書をご覧ください。

(5) あなたの子どもと相手方との間での接近禁止命令の範囲を拡張する禁止命令（子への電話等禁止命令）

1年間、相手方があなたと同居する未成年者の子どもに電話をかけたり、ファクシミリを送信したりすることなどを禁止する命令です（面会を要求することや電子メールの送信等は禁止事項から除かれています。）。

あなたの子どもと相手方の接近禁止命令の保護範囲を拡張する命令ですから、あなたに対する接近禁止命令が同時に出る場合か、既に出ている場合でなければ発令されません。また、子どもに対する接近禁止命令が同時に出る場合か、既に出ている場合でなければ発令されません。

2 保護命令に違反するとどうなりますか

保護命令に違反すると、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処せられます。

3 誰が申立てができますか

相手方から身体に対する暴力等を受けた被害者本人だけです。親族等が代わりに申し立てることはできません。

4 どのようなときに申立てができますか

(1) 接近禁止命令について

夫婦関係（事実婚を含む。）又は生活の本拠を共にする交際関係の継続中に身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫を受けた人が、配偶者（又は交際相手）からの更なる身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対する脅迫により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときに申立てができます。暴力・脅迫を受けた後に夫婦関係又は生活の本拠を共にす

る交際関係を解消した場合は、以前に受けた暴力・脅迫を理由として申し立てることができますが、夫婦関係又は生活の本拠を共にする交際関係を解消した後に初めて暴力・脅迫を受けた場合には、その暴力・脅迫を理由として申し立てることはできません。

※ 「心」（精神）への重大な危害としては、うつ病、心的外傷後ストレス障害（PTSD）、適応障害、不安障害、身体化障害が考えられます。「心」（精神）への重大な危害を受けるおそれ大きいとして申立てをする場合には、これらの症状が出ていることについて医師の診断書を提出してください。

(2) 退去等命令について

夫婦関係（事実婚を含む。）又は生活の本拠を共にする交際関係の継続中に身体に対する暴力を受けた人又は生命又は身体に対し害を加える旨の脅迫を受けた人が、今後もさらに暴力を受け、大きなけがをする可能性が高いときに申立てができます。暴力・脅迫を受けた後に夫婦関係又は生活の本拠を共にする交際関係を解消した場合は、以前に受けた暴力・脅迫を理由として申し立てることができますが、夫婦関係又は生活の本拠を共にする交際関係を解消した後に初めて暴力・脅迫を受けた場合には、その暴力・脅迫を理由として申し立てることはできません。

5 岡山地方裁判所（本庁）に申立てができるのは、どういう場合ですか

相手方の住所、申立人の住所又は暴力・脅迫が行われた場所のいずれかが次の場所であれば申立てができます。

岡山市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気郡、加賀郡吉備中央町のうち旧御津郡加茂川町の区域及び旧上房郡賀陽町の区域、高梁市、真庭市のうち旧上房郡北房町の区域、玉野市、倉敷市のうち児島支所の所管区域

※ あなたへの接近禁止命令が発令される前や発令された後に、さらに子ども又は親族等への接近禁止命令の申立てをする場合は、接近禁止命令の申立て（又は発令）をした裁判所が管轄裁判所となります。

6 保護命令の申立てをする前に行っておかなければならない場所

がありますか

相手方からの暴力について、岡山県女性相談支援センター（086-235-6060）、岡山市男女共同参画相談支援センター（086-803-3366）又は最寄りの警察署の生活安全課等に相談に行きましたか。

保護命令の申立書には、これらの機関の職員に対して相手方からの暴力を受けたこと等につき相談された事実を記載していただく必要がありますので、必ずこれらの場所でまずは相談を受けてください。

これらの場所へ事前に相談していない場合、公証人役場へ行き、相手方からの暴力を受けた状況等の所定の事項を記載した宣誓供述書という書面を作成しなければなりません。いずれの機関にも行っていない場合は、申立てをしても保護命令が発令されませんので、注意してください。

7 申立てにはどのような書類等が必要ですか

(1) 申立書

(2) 当事者間の関係を証明する資料

ア 法律上又は事実上の夫婦であることを証明する資料

戸籍謄本（又は住民票）、（事実婚の場合は）陳述書、賃貸借契約書の写し、郵便物の写しなど

上記書類により、申立人（あなた）と相手方の関係（子ども及び親族等について申立てがある場合には、あなたと子ども、親族等との関係）を確認します。

イ 生活の本拠を共にする交際であることを証明する資料

申立人及び相手方の住民票、住居所における賃貸借契約書の写し、電気料金・水道料金・電話料金の支払請求書の写し、生活の本拠における交際の時の写真、メール又は手紙の写し、申立人や関係者の陳述書など

上記書類により、申立人と相手方の関係（生活の本拠を共にする交際関係）を確認します。

ウ 所有者又は賃借人を証明する資料（6か月間の退去命令期間を求める場合、提出が必要です。）

不動産登記事項証明書、賃貸借契約書

(3) 暴力や脅迫を受けたことを証明する書類（受傷部位の写真、診断書など）

(4) 相手方からさらに暴力を受け大きなけがをする可能性が高いことを証明す

る証拠書類（あなたや事情をよく知っている人の陳述書など）

(5) 相手方から今後暴力や脅迫を受けて生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいことを証明する証拠書類（うつ病等による診断書など）

(6) 宣誓供述書（配偶者暴力相談支援センターや警察署へ事前に相談していない場合）

(7) 子どもや親族等への接近禁止命令を求めるための資料

ア 子どもの接近禁止命令を求める場合

i 接近禁止の対象となる子どもが15歳以上の場合は、その子どもの同意書及び同意書の署名が子ども本人のものであることが確認できる書類（学校で受けたテストや手紙等署名のあるもの）。

ii 戸籍謄本（あなたの子どもであることを証明する書類）

イ 親族等への接近禁止命令を求める場合

i 接近禁止の対象者の同意書（対象者が15歳未満の場合又は成年被後見人の場合は、その法定代理人の同意書）

※ 上記同意書は、対象者（法定代理人）本人に署名押印（実印で）してもらい、対象者の署名押印が確認できるもの（印鑑登録証明書）を提出してください。

ii 親族等の戸籍謄本など（あなたとの関係を証明する書類）

※ 親族等の法定代理人が同意書を作成した場合は、法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本等）も必要です。

(8) その他必要なもの

ア 申立手数料

収入印紙1000円

イ 郵便切手 合計2195円

(ア) 500円×2枚

(カ) 5円×2枚

(イ) 100円×6枚

(キ) 2円×5枚

(ウ) 84円×5枚

(ク) 1円×5枚

(エ) 20円×5枚

(オ) 10円×5枚 ↗

なお、相手方に申立書・提出書類（暴力や脅迫を受けたことを証明する書類等）の写しを送付しますので、相手方に秘密にしている連絡先（避難先）が申立書や提出書類に記載されていないか、十分に確認してください。

第2 申立書の書き方について

ご記入いただいた申立書は、相手方にも送付されます。

1 「申立ての趣旨」欄

該当するものに☑を記入してください。

2 「申立ての理由」欄

(1) 該当するものに☑及び該当する個所を記入してください。

(2) 「過去の保護命令申立て」欄

これまでに保護命令の申立てをしている場合に、裁判所名、事件番号及びその結果を記載してください。

なお、接近禁止命令が発令された後（又は発令前）に電話等禁止命令や親族等に対する接近禁止命令の申立てを行う場合には、必ず以前の申立て（発令）内容の□にチェックを入れてください。

(3) 「相談等の事実」欄

あなたが相談をした公的機関を必ず正式名称で記載してください。

正式名称を記載しない場合、裁判所が相談機関への連絡ができない場合があります。

- 申立書は、黒色のペン又はボールペン（鉛筆書き不可）で作成し、認め印（スタンプ式不可）を押印してください。
- 親族等の同意書は、対象者（法定代理人）本人が署名し、実印（印鑑登録証明書と同じ印鑑）を押印してください。